

## いわゆるイタカン訴訟

—商品取引員に対する委託者からの帳簿閲覧謄写請求—

名古屋地判平成一〇年九月一八日

(平成九年(ワ)第一六一三号帳簿閲覧謄写請求事件)

(判例集未掲載)

池野 千白

### 〔事実の概要〕

Y会社(被告)は、商品取引所法に基づく商品取引市場における上場商品および上場商品指数の先物取引、商品取引市場における取引の委託の媒介・取次・代理などを目的とする株式会社であり、商品取引員である。

X(原告)は、平成六年一月頃から同年九月頃まで、Y会社

名古屋支店との間で、東京工業品取引所における金・ゴムの商品先物取引を行った。この間、XはY会社に委託し、四九回の取引を行い、大きな損失を出している。しかし、取引の都度、Y会社より送付された売買報告書をきちんと保管しておらず、最終の取引終了後から二年ほど経過した本件提訴時点では、その損失額も正確には把握できない状態であった。しかも、Xと

しては、Xの指示に基づかないY会社による無断売買が行われた結果、損失が出たという疑義を抱いており、Y会社の営業態度につき不信感を有している。そこで、再三、XはY会社に対して、自らの取引の内容の全体が明らかになる委託者別先物取引勘定元帳（いわゆるイタカン）・委託者別委託証拠金現在高帳（Y会社は、商品取引員として、商品取引所法五四条により、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区別して経理しなければならないものとされ、同法施行規則二三条二項に基づき、委託者別先物取引勘定元帳・委託者別委託証拠金現在高帳を作成すべきものとされている）の閲覧・謄写を求めたが、Y会社は応じなかった。

そこで、Xは、Y会社に対して、主位的請求として、商法五五二条二項・民法六四五条を根拠として、問屋たるY会社の報告義務（以下「本件報告義務」という）の内容として委託者別先物取引勘定元帳および委託者別委託証拠金現在高帳の写しの送付ないし交付を求めた。

また、予備的請求として、本件報告義務の内容として、平成六年一月一日から同年九月三〇日までの期間におけるXの委託に係る商品先物取引について書面による報告を求めた。

これに対して、Y会社は、委託者別先物取引勘定元帳・委託者別委託証拠金現在高帳は、委託者に対する報告を目的として作成されるものではないから、その写しの交付が本件報告義務

の内容となるものではないと、主位的請求に対して抗弁するとともに、また、予備的請求についても、Y会社は、Xとの取引が行われた都度、当該取引の内容・結果が記載された売買報告書・売買計算書をXに対して送付していること、さらに、毎月委託証拠金の内訳・現在建玉の内訳・値洗損益が記載された残高照合通知書をXに対して送付し、しかも、取引の終了にあたっては、取引勘定を記載した書面をも送付しているのであるから、本件報告義務を履行していると抗弁した。

名古屋地裁（裁判官：櫻井達朗）は、以下の理由により、主位的請求は棄却し、予備的請求を認容した。なお、本件は名古屋高裁に控訴されている。

#### 〔判旨〕

##### 一 主位的請求について

委託関係に基づく報告義務の内容は、報告義務の対象となる事項について、その事項に適切な方法により、報告することに尽きるものであり、仮に、当該事項の報告を書面によってなすべきであるとともに、当該事項が記載された帳簿が存する場合であっても、報告に際して、当該帳簿の写しの送付ないし交付を要するものではない。けだし、報告義務の履行を求める請求権と、帳簿の閲覧、謄写あるいは写しの交付を求める請求権（以下「閲覧等請求権」という）とは、実体法上は、別個の請

求権であり、前者が認められるとしても、後者がこれによって認められる関係にはないからである

そして、本件報告義務に基づいて、XのY会社に対する委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別委託証拠金現在高帳についての閲覧等請求権を認めるべき、法律上あるいは契約上の根拠を見いだすことはできないので、Xの主位的請求には理由がないものというべきである。

## 二 予備的請求について

商品取引所法九五条、同法施行規則三五条により、商品取引員であるY会社は、委託を受けた商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもって、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日等を委託者に通知しなければならないものとされており、Xに対して、取引の都度、売買報告書及び売買計算書を送付していた。

しかしながら、これらの個別的に送付ないし授受された書面等を顧客であるXの負担においてすべて保管し、Xの責任で対照、照合すれば報告事項の内容を知ることができるをもって、本件報告義務の履行がなされたものということは到底できない。ただし、民法六四五条は、委任事務の終了後に受任者が委任事務処理の顛末を報告すべきことを定めており、この趣旨は、委任事務の終了時点において委任事務の開始から終了に至る事務処理の経過の一部始終を報告すべきことを内容としており、X

とY会社のような商品取引についての継続的な関係が存した場合においては、その取引開始から取引終了に至るまでの取引の経過の一部始終の報告を一括して求めることができるものというべきだからである。

そうすると、Xは、報告事項についての報告をY会社に対して求めることができるものというべきであり、その報告の方法としては、当該報告事項が多数回にわたる取引（四九回）に関する数量、金額にわたるものであることを考慮すると、口頭によることは不相当であり、書面によるべきものといわなければならない。

## 〔研究〕

### 一 問題の整理

#### (一) 消費者問題としての先物取引

いわゆる商品取引は、商品取引所市場において行われる商品取引一般を意味するが、その取引の現実的意義は、将来の一定の時期にある一定の商品を受け渡すことを条件とする売買契約であって、しかも、転売・買戻による差金決済が可能な「先物取引」にこそ存する（商品取引所法二条六項一号）。しかし、このような意味での先物取引は、当該商品の需要者が当事者となつている限りには、それぞれが生産者・販売者・購入者としてリスクヘッジを適正に求めて行動することになるが、しかし、それでは、取引参加者は単一的な行動を取ることになり、現物

取引の先延べ的機能しか有しないことになる。そこに、仮需要、すなわち、商品販売者でも商品需要者でもない者が、売買差益のみの取得を目指して参加することにより、より多くの取引が行われ、競争価格が形成されることにより、自由で公正な価格が形成されることになる、というような説明が、商品取引所のパンフレット等において散見される。

しかし、商品取引の場とされる商品取引所は、会員制の組織とされ（商品取引所法三条二項）、会員としては、当然のことながら、本来的需要者、すなわち、取引所上場商品の売買、それを原材料とする生産・加工する者が含まれるのは当然である。しかし、これだけは仮需要、すなわち、投機取引を取り込むことはできないから、投機取引者一般を市場に取り次ぐことを主要な営業目的とする取次業者をも会員としなければならないことになる（商品取引所法二三条一項）。この場合、本来的需要者たる会員とは異なり、商品市場での商品取引の取次を営業目的とする会員は、取次手数料が主要な収入源となるから、本来的需要者たる会員の取引行動とは全く異なる取引活動を行うこととなる。そして、仮需要を多く取り込むことにより、より公正かつ自由な価格形成に資するという大義名分の下、一般大衆の多くに対し、手数料収入を求めて、勧誘を行なうことになる。その結果については、多くの消費者被害ないし投資者被害をもたらす、多くの紛争を引き起こしている。この問題は、消費者の財産形成取引における問題として、広く認識されていること

ろである。<sup>①</sup> 本件もまた、そうした消費者被害の一つである。

## (二) 問屋としての商品取引員

商品取引所の会員のうち、商品市場における取引の委託を受けることができる者を、特に、「商品取引員」といい（商品取引所法四一条）、この者が非会員の取引需要者の取引を取り次ぐことになる。そこで、商品取引員は、委託者の希望する商品を取引員自身を当事者として（会員組織であるため、非会員たる委託者を当事者としては取引ができない）、委託者の計算において取引を行う。したがって、商品取引員は、自己の名をもって他人のために物品の販売・買入を行うことを営業目的とするから、まさしく商法上の問屋であり（商法五五一条）、商人である（商法四一条一項、五〇二条一号）。

本件は、商品取引員が商法上の問屋であることを前提として、その報告義務の内容・履行方法または委託者の報告請求権について判示したものである（商法五五二条二項、民法六四五条）。商法上の問屋たる商品取引員の法的地位については、その多くの議論が、商法五五二条二項が準用を認める代理規定になされてお<sup>②</sup>り、同様に準用が認められている委任規定に関する議論は多くない。本判決は、準用される委任関係上の受任者の報告義務に関するものであり、新しい問題を提示していると言える。

二 受任者の報告義務

(一) 商法上の問屋としての商品取引員の報告義務

商品取引員は、商法上の問屋であるから、委託者との関係については、民法の委任の規定が準用される(商法五五二条一項)。したがって、その報告義務も、特に商法上には規定がないから、民法の委任契約に規定される受任者の報告義務の規定が適用される(民法六四五条)。

民法六四五条が定める受任者の報告義務は、受任者の善管注意義務に由来する義務の一つであり、善管注意による事務処理が行われているか否か等事務処理の現況を知って将来のために適宜の処置を取る必要上、また、委任事務の終了後に顛末報告を受け、善管注意による事務処理が行われたか否か等を知ることにより、適正な委任事務が行われたか否かを知る。この報告により、不正が発覚した場合には、損害賠償等を行うことが可能となるのである。

(二) 商品取引所法上の商品取引員の報告義務

商品取引法九五条、同法施行規則三五条により、商品取引員は、委託を受けた商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもって、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日等を委託者に通知しなければならぬとしている。さらに、商品取引所法九六条一項は、「商品取引員は、商品市場における売買取引の委託については、

取引所の定める受託契約準則によらなければならない」として、商品取引員の受託契約に対して、受託契約準則を強制適用している。

したがって、本件東京工業品取引所の定めた受託契約準則七条は、「商品取引員は、委託を受けた取引が成立したときは、遅滞なく、書面により、次ぎに掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない」と規定している(いわゆる売買報告書)。また、同準則一五条五項は、「商品取引員は、委託を受けた取引を決済したときは、遅滞なく、書面により、次ぎに掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない」と規定している(いわゆる売買計算書)。具体的には、この売買計算書により、売買差損益金額・手数料・消費税相当額・取引所税相当額・差引損益金額・返還可能額等が通知される。

(三) 両者の関係(その一)

第一に、民法六四五条の報告義務と受託契約準則の報告義務との関係をどのように理解すべきが問題となる。なぜなら、被告Y会社は、商品取引所法九五条一項、同法施行規則三五条および受託準則七条・一五条に基づく報告義務を履行しているから、民法六四五条の報告義務はすでに履行したと抗弁しているからである。

まず、二つの報告義務の関係について検討する。すなわち、商品取引所法および同法施行規則は、その取引所法としての性

格から行政法規であり、商品取引員に対する行政的規制をなすものである。さらに、この行政的規定によって民法が定める受託者の報告義務が排除されるような民事的効力をも有するかどうか問題となる。しかし、その前に、同法九六条一項は、受託契約準則の使用を強制しており、法的に強制されるとしても、取引所が定めるものであるから、それはいわゆる普通取引約款的性質を有するものであり、それが委託者をも拘束するものであるか否かが問題となる。

#### ① 受託準則の法的拘束力

この点につき、最高裁判例は、「商品取引所法に基づいて定められていた受託契約準則は、いわゆる普通取引約款であるから当該取引所の商品市場における売買取引の委託については、当事者間に特別の約定のない限り、商品仲買人（昭和四二年法律九七号による同法の改正後は商品取引員、以下同様とする。）のみならず、委託者をも、その意思の如何にかかわらず、また、その知、不知を問わず、拘束するものと解すべきである。また、右受託契約準則が改正された場合には改正後の受託契約準則は、改正後の右売買取引の委託については、右と同様に、委託者をも拘束するものと解すべきである。」<sup>4)</sup>としている。もっとも、受託契約準則に準拠しない受託契約も、以下の理由により有効と解している。すなわち、「受託契約準則三条が商品取引所法九六条に基づいて東京穀物商品取引所によって定められたもの

であること、同法同条一項において商品仲買人は商品市場における売買取引の右受託契約準則に従わなければならない旨が定められていることは、所論のとおりであるが、同法条の趣旨とするところは、商品市場における売買取引の公正の確保と委託者の保護をはかることにあると解せられ、同条に基づいて商品取引所が定める受託契約準則は、これに準拠しないでなされた受託契約であってもその効力に消長をきたさないと解するのを相当とする」と解している。<sup>5)</sup>さらに、証券取引法に基づく受託契約準則についての判例ではあるが、当事者の意思の推定をその拘束力の基礎とすることを確認している。<sup>6)</sup>したがって、最高裁は、基本的には、委託者の意思の推定を基礎として拘束力を認めていると理解できよう。

普通取引約款の拘束力の学説の争いを検討する紙幅上の余裕はないが、<sup>7)</sup>少なくとも、最高裁判例を前提としても、受託契約準則の強制の趣旨は、受託契約準則上に報告義務が定められているからといって、民法上の報告義務が強化されることがあっても、特別法的に、民法上の報告義務が排除されると考えるべきではないと理解されるべきである。商品取引所法の目的は商品市場における売買取引の公正の確保と委託者の保護をはかることにあるから、委託者の保護のために、民法上の報告義務をより強化するものではあっても、決して、民法上の報告義務を免除するものとは解することはできない。

この点で、本判決は、必ずしも明瞭ではないが、商品取引所

法上の報告義務と民法上の報告義務とが別々に存在していることを前提として論を進めており、正当であると評価できる。

②受託契約準則上の報告義務の履行と民法上の報告義務の履行  
さらに、この併存する報告義務の関係を、受託契約準則上の報告義務が、民法上の報告義務の存在を前提として、委託者保護の趣旨から、商品取引所法という行政法規により強制的義務が上乘せされたものであると考えた場合、この受託契約準則上の報告義務の履行により、民法上の報告義務も履行されたもの評価できるか否かが問題となる。

民法上の受託者の報告義務については、報告について一定の形式があるわけではなく、委託事務処理の経過・顛末を明らかにできれば足りることは当然である。そして、それが故に、不十分な報告がなされると、委託者の保護に欠けるおそれがあるから、商品取引所法は、より具体的な報告義務を、商品取引員に課しているのである。特に、消費者の財産形成取引の代表的取引とも言える証券取引や商品取引にあっては、市場における取引が会員のみによって行われるものであるから、直接的にその取引内容に委託者が影響を与えることができず（例えば、手仕舞い依頼をしてもなかなか応じてくれない商品取引員が多く判例において散見される）、しかも、商品取引員と委託者との間における取引力の差も非常に大きいことを考えると、民法上の報告義務だけでは委託者保護に欠けることは火を見るよりも

明らかと言える。

このように考えると、委託者保護のために、より強化されたはずである受託契約準則上の報告義務が履行されれば、民法上の報告義務の履行とも評価できるものであると一応言えよう。

しかし、商品取引は、一般的に、単一の孤立化した委託取引によって成り立つものではなく、複数の委託取引がその損益や委託証拠金等が複合的に組み込まれて継続的に行われるものである。逆に、たった一つの委託取引だけで終了することは皆無とも言える。したがって、委託者は、かなりの長期間にわたって、受託契約準則に基づくさまざまな個別的な報告書類を保管しなければならぬことになる。このようなことは、商品取引所法に基づき、本来委託者保護のために、委託者からの請求がなくても、受託者たる商品取引員の義務として、売買報告書・売買計算書の交付を要求されることが、逆に、委託者に対する過度の負担としてそれらの書類の山の保管責任を、事実上課すことになってしまう。

この点につき、本判決が、「商品取引法九五条、同法施行規則三五条により、商品取引員であるY会社は、委託を受けた商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもって、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日等を委託者に通知しなければならないものとされており、Xに対して、取引の都度、売買報告書及び売買計算書を送付していた。しかしながら、これらの個別的に送付な

いし授受された書面等を顧客であるXの負担においてすべて保管し、Xの責任で対照、照合すれば報告事項の内容を知ることができるをもって、本件報告義務の履行がなされたものといふことは到底できない。」と判示していることは、正当と評価できる。

さらに、本件では、全委託取引の終了後二年を経過したのに、報告義務の履行を求めているが、この点については、多年にわたって報告を要求しないでいて、突然に遠く遡って報告を要求することは信義則に反することはあり得るが、報告義務の前提となる基礎データ（例えば、売買報告書や売買計算書の発信簿のような控えのものや、委託者別先物取引勘定元帳および委託者別委託証拠金現在高帳のような基礎データ）の保管義務期間内であれば、その請求時期を全委託取引終了直後に限る必要性はない。特に、全委託取引の終了後、受託者の委託事務処理に關し、善管義務違反の疑義が出たような場合には、報告義務の前提となる基礎データの保管義務期間内であれば、いつでも報告義務の履行を求めることができると解すべきである。この点については、本判決も、「報告義務は、受任者、受託者である被告Y会社が善管注意義務を尽くしたか否かを委託者である原告Xが確認、検討するための手段として存するのである」と判示している点も、正当と評価できる。

### 三 商品取引員の報告義務の具体的内容

このように受託契約準則上の報告義務が形式的には履行されているとしても、受託者の善管注意義務違反の疑義が発生して、民法上の受託者としての商品取引員に対して報告義務の履行を請求する場合、その報告の内容がいかなるものでなければならぬかが次ぎに問題となる。

報告内容については、民法上特に規定があるわけではなく、受託契約準則上の報告義務のように一定の形式が要求されるものではない。この点は、本判決が明快に指摘するように、「委任事務の終了時点において委任事務の開始から終了に至る事務処理の経過の一部始終を報告すべきことを内容としており、XとY会社のような商品取引についての継続的な関係が存した場合においては、その取引開始から取引終了に至るまでの取引の経過の一部始終の報告を一括して求めることができる」ことは当然である。

特に、商品取引においては、本件証人尋問においても明らかになってるように、商品取引は委託者と受託者たる商品取引員との継続的關係を基礎としながら、複数の委託取引が複合的に組み合わされているから、例えば、委託証拠金から帳尻金への振り替えが行われたり、あるいは、振り替えではなく、途中で帳尻金を現金で埋めたような取引では、単に売買報告書や売買計算書だけでは不十分であり、領収書や預り証や受取書を複合的に確認する必要がある。



したがって、複合的継続的取引の全体を理解するために、取引開始から取引終了に至るまでの全取引の一部始終の報告を一括して求めることができる必要がある、特に、受託者たる商品取引員に、無断売買などの善管注意義務違反の疑義がある場合には、その必要性は強い。

四 委託者別先物取引勘定元帳・委託者別委託証拠金現在高帳の閲覧請求権

商品取引員は、主務省令で定めるところにより、一定の帳簿の作成義務を負うとともに、商品市場における取引について、商品取引自身の計算による取引（自己玉）と委託者の計算による（委託玉）とを帳簿上区別して経理しなければならぬ（商品取引所法五四条）。法定帳簿の作成は、取引所取引の公正の確保や商品取引員の業務の健全化、行政官庁による監督の他、取引をめぐる紛争処理のための証拠などのために必要とされる。すなわち、商品取引所法は、商品取引所の会員は、商品市場における取引と商品市場外における取引とを帳簿上区分して経理し、帳簿その他の業務に関する書類を保存しなければならない（商品取引所法三九条）、それに加えて、商品取引員には、自己玉と委託玉という委託者保護のために、一層の重要な区分経理を要求しているのである。<sup>10)</sup>

しかし、このような帳簿作成・保存義務が法定され、かつ、その趣旨が委託者保護にあるとしても、この帳簿に関し、委託

者が自分の委託取引内容につき、受託者への報告請求権を超えて、閲覧・謄写請求権をも有するか否かは全く別の問題であると言わざるを得ない。確かに、紛争発生とその解決を前提として、その証拠確保のために、行政法規的に強制されており、それが裁判上において証拠として提出が命令されるようなことがあるとしても、委託者自身にその閲覧・謄写請求権が与えられているとは当然に考えられない。なぜなら、民事的に契約的關係上負わされている義務ではない以上、その義務に対応する権利としての閲覧・謄写請求権は当然には発生するものと考えすることはできないからである。具体的個別的な商品取引所法の規定や受託契約準則規定上の閲覧等請求権の存在を必要とするものと考えざるを得ない。もっとも、その必要性はあると考えられるが、この点については、別途論ずる機会を得たい。

この点について、本判決は、「報告義務の履行を求める請求権と、帳簿の閲覧、謄写あるいは写しの交付を求める請求権（以下「閲覧等請求権」という）とは、実体法上は、別個の請求権であり、前者が認められるとしても、後者がこれによって認められる関係にはないからである。」と判じているが、正当である。

しかし、本判決は、そのような閲覧・謄写請求権の位置づけを前提として、「そして、本件報告義務に基づいて、XのY会社に対する委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別委託証拠金現在高帳についての閲覧等請求権を認めるべき、法律上あるい

は契約上の根拠を見いだすことはできない」と、短絡的に、主位的請求である帳簿の謄写物の交付請求権をも否定しているが、この点には問題がある。

なぜなら、受託契約準則に基づいてなされた個別的な報告書全部を十分に管理することができなかった委託者が、受託者たる商品取引員の委託事務処理につき、無断売買のような善管注意義務違反があったことが疑われるような場合であって、しかも、商法上の問屋として報告義務（商法五五二条二項、民法六五四条）の履行を求めたにもかかわらず、その請求に商品取引員が応じない場合には、報告義務違反による債務不履行を構成することになるから、間接強制によって報告をさせることができてもよいはずである。すなわち、報告義務を履行しない場合には、報告義務の強制履行として（民法四一四条）、報告内容の基礎的データが記載されている帳簿の閲覧・謄写ないしは謄写物の交付請求を認めるべきである。しかも、この点も、本件証人尋問で明らかになっているように、「倉庫を探してという感じでね、それほど手間はかからない」（Y会社の業務部次長の証言）ものであるから、受託者たる商品取引員にも過度の負担を掛けるものではないのである。

したがって、受託者たる商品取引員が報告義務を履行せず、委託者からの報告請求に対しても、受託契約準則上の報告義務の履行を盾にとり、問屋としての報告義務を履行しない場合には、委託者別先物取引勘定元帳・委託者別委託証拠金現在高

帳の閲覧・謄写ないし、謄写物の交付請求を認めるべきである。そして、このことによって、受託者たる商品取引員に対する報告請求権を、実効性のある権利として確保することができるようになるのである。

特に、委託取引の終了後、部分的に保管されていた報告書を検討するうちに、無断売買等の疑いを感じた委託者が、取引全体の内容を把握するため、報告請求を求めているような場合で、しかも、取引全体の内容が明らかになると、明白な善管注意義務違反が発見され、損害賠償請求がなされる可能性がある場合には、商品取引員が自らの責任を回避しようとして、報告義務を履行しないような本件の場合には、直接、委託者別先物取引勘定元帳・委託者別委託証拠金現在高帳に何らかの形でアクセスできる方法を、委託者に保障する必要がある。この点で、本判決には賛成できない。

#### 〔付記〕

中京法学本号は、杉江栄一先生の退職記念号であり、その末席に拙稿を掲載させていただいたことを感謝するとともに、この場をお借りして、私に対するこれまでの杉江先生のご厚情に感謝の意を表したい。

注

- (1) 池野千白「消費者の財産形成取引における自己責任概念―投資法と消費者法の交錯的試論―」(戸田修三先生古稀記念論文集『現代企業法学の課題と展開』三五九頁～三六七頁)。
- (2) 例えば、戸川成弘「株式売買委託者の法的地位―証券取引における委託者と問屋の一般債権者との関係―」法政論集(名古屋大学)一一六号一六一頁～二〇五頁、大塚龍児「問屋の破産と委託者の取戻権」商法(総則・商行為)判例百選(第二版)(別冊ジュリスト八四号)一四〇頁～一四一頁等。
- (3) 明石三郎・新版注釈民法一六卷二三七頁。
- (4) 最高裁判決昭和四四年二月一三日民集二三卷二号三三六頁。
- (5) 最判昭和四一年一〇月六日判タ一九九号二二三頁。
- (6) 最判昭和三七年二月六日商事二四八号三二頁。
- (7) 元木伸「商品取引所における清算取引委託の法律関係の判例(2)」判例時報五七二号一一二頁～一一七頁。
- (8) 明石三郎・新版注釈民法一六卷二三八頁。
- (9) 明石三郎・新版注釈民法一六卷二三八頁。
- (10) 河内隆史Ⅱ尾崎安央・商品取引所法(改訂版)一七一頁。